

福岡県公報

平成十七年七月二十二日
第二千四百十五号
増刊 ①

目次

規 則 (第五十六号・第五十七号)

○福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則

正する規則 (環境保全課) ……………一

○行政書士法施行細則の一部を改正する規則 (地方課) ……………一

訓 令 (第十一号)

○ねりんピックふくおか2005福岡県実施本部設置規程

(ねりんピック室) ……………一

規 則

福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成十七年七月二十二日

福岡県知事 麻 生 渡

福岡県規則第五十六号

福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則(平成十五年福岡県規則第三十五号)の一部を次のように改める。

別表第一中「久留米市にあっては一三・〇」を「久留米市は、平成十七年二月四日における久留米市の区域にあっては一三・〇、その他の区域にあっては一七・五」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

行政書士法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成十七年七月二十二日

福岡県知事 麻 生 渡

福岡県規則第五十七号

行政書士法施行細則の一部を改正する規則

行政書士法施行細則(昭和二十六年福岡県規則第三十号)の一部を次のように改正する。

第一条中「(昭和二十六年総理府令第五号)」の下に「、行政書士法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成十七年総務省令第六十一号)」を加える。

第三条中「氏名」を「受験番号」に改める。

第七条中「第十三条第二項」を「第十三条の二十二第二項」に改める。

様式第七号中「第12条」を「第13条の22」に改め、「~~行政書士法~~」の次に「又は行政書士法人」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

福岡県訓令第十一号

福岡県教育委員会訓令第四号

本 庁

出先機関

教育庁

ねりんピックふくおか2005福岡県実施本部設置規程を次のように定める。

平成十七年七月二十二日

福岡県知事 麻 生 渡
福岡県教育委員会

ねりんピックふくおか2005福岡県実施本部設置規程

(設置)

第一条 第十八回全国健康福祉ふくおか大会に関する事務を円滑に処理するため、ねりんピックふくおか2005福岡県実施本部(以下「実施本部」という。)を設置する。

(組織及び所掌事務)

第二条 実施本部に別表第一の上欄に掲げる部を置き、その所掌事務は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

2 別表第二の上欄に掲げる部に同表の中欄に掲げる班を置き、その所掌事務は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

(本部長、副本部長及び本部付)

第三条 実施本部に本部長、副本部長及び本部付を置く。

2 本部長は、知事をもって充てる。

3 副本部長は、ねりんピック室に関する事務を担当する副知事をもって充てる。

4 本部付は、副知事(前項に規定する副知事を除く。)、出納長、東京事務所長及び教育長をもって充てる。

5 本部長は、実施本部の事務を総理する。

6 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

7 本部付は、実施本部の連絡調整に関する事務その他特に命ぜられた事務を処理する。

(部長及び副本長)

第四条 部に部長及び副本長を置く。

2 部長及び副本長は、別表第三の中欄に掲げる役職の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる職にある者をもって充てる。

3 部長は、上司の命を受け、当該部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

4 副本長は、部長を補佐し、部長に事故があるとき、又は部長が欠けたときは、その職務を代理する。

(班長、副班長及び班員)

第五条 班に班長、副班長及び班員を置く。

2 班長及び副班長は、別表第四の上欄に掲げる部の同表の中欄に掲げる役職の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる職にある者をもって充てる。

3 班員は、それぞれの班の班長又は副班長と同一の課、室、出先機関等に所属する職員をもって充てる。

4 班長は、上司の命を受け、当該班の事務を掌理し、班員を指揮監督する。

5 副班長は、班長を補佐し、班長に事故があるとき、又は班長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 班員は、上司の命を受け、班の事務に従事する。

7 本部長は、特に必要があると認めるときは、班員を当該班員の属する班以外の班の事務に従事させることができる。

(委任)

第六条 この訓令に定めるもののほか、実施本部の組織及び運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行する。

(この訓令の失効)

2 この訓令は、平成十七年十一月三十日限り、その効力を失う。

別表第一(第二条関係)

部	所掌事務
運営総括部	一 実施本部の事務の総括及び各部との連絡調整に関すること。 二 関係機関及び関係団体との連絡調整に関すること。 三 実施本部に係る従事計画等の総合調整に関すること。 四 福岡県選手団に関すること。 五 他の部の所掌に属さない事項に関すること。
広報部	一 広報、報道及び取材調整に関すること。 二 大会記録の収集及び整理に関すること。
招待部	一 招待者及び大会役員のご案内及び接遇に関すること。 二 お成りに関すること。

別表第二(第二条関係)

運営総括部	部	班	所掌事務
調整班	総括班		<ol style="list-style-type: none"> 一 実施本部に係る事務の総括及び各部との連絡調整に関すること。 二 関係機関及び関係団体との連絡調整に関すること。 三 実施本部に係る従事計画の総合調整に関すること。 四 部内の庶務及び部内の従事計画に関すること。 五 他の部及び部内の他の班の所掌に属さないこと。
			<ol style="list-style-type: none"> 一 福岡県選手団に関すること。 二 吉塚合同庁舎本部に係る事務の連絡調整に関すること。 三 福岡県選手団に関すること。 四 福岡県主催イベントの実施に関すること。

歓迎案内部	大会参加者の歓迎及び案内並びに会場外における誘導に関すること。
医療衛生部	<ol style="list-style-type: none"> 一 医療救護に関すること。 二 食品衛生及び環境衛生等に関すること。 三 弁当に関すること。
輸送部	選手団等の輸送に関すること。
車両部	<ol style="list-style-type: none"> 一 会場周辺における車両の誘導及び歩行者の安全確保に関すること。 二 総合開会式及び総合閉会式(以下「開・閉会式」という。)の会場における駐車場の管理運営に関すること。
式典部	<ol style="list-style-type: none"> 一 開・閉会式の式典及び演技の実施に関すること。 二 開・閉会式の選手団等の集合誘導及び会場入場整理に関すること。 三 北九州芸術劇場におけるイベントの実施に関すること。
イベント交流第一部	アクロス福岡、天神中央公園、福岡市庁舎ふれあい広場及び県立美術館におけるイベントの実施に関すること。
イベント交流第二部	西日本総合展示場におけるイベントの実施に関すること。

広報部	総務・広報班	<ol style="list-style-type: none"> 一 部内及び他の部との連絡調整並びに部内の従事計画に関すること。 二 部内の庶務に関すること。 三 報道機関への事前説明に関すること。 四 記者会見に関すること。 五 報道関係資料の作成に関すること。 六 部内での事務で他の班の所掌に属さないもの。
招待部	総務班	<ol style="list-style-type: none"> 一 部内及び他の部との連絡調整並びに部内の従事計画に関すること。 二 部内の庶務に関すること。 三 部内での事務で他の班の所掌に属さないもの。
	記録班	<ol style="list-style-type: none"> 一 記録本部に関すること。 二 各種目ごとの大会記録の収集及び集計に関すること。 三 開・閉会式及びイベントの会場における大会参加者数の集計に関すること。 四 大会参加者に対するアンケートの実施に関すること。
	報道員班	<ol style="list-style-type: none"> 一 報道関係資料の整理及び配付に関すること。 二 報道員席及び報道用取材施設の管理に関すること。 三 式典等における取材の調整及び報道員の誘導に関すること。 四 報道員控室の管理に関すること。
	お成り報道班	<ol style="list-style-type: none"> 一 お成りに係る報道に関すること。 二 お成りに係る写真等の記録に関すること。
	お成り総括班	<ol style="list-style-type: none"> 一 お成りに係る事務の総括に関すること。 二 お成り先、宮内庁その他関係機関との総合調整に関すること。 三 他の班の所掌に属さないお成りに係る事務に関すること。
	招待者誘導班	招待者の案内誘導に関すること。
	招待者受付班	<ol style="list-style-type: none"> 一 招待者の受付及び資料の配付に関すること。 二 招待者の来場者数の確認及び集計に関すること。
	大会役員班	<ol style="list-style-type: none"> 一 大会役員等の受付、資料等の配付、案内誘導及び接遇に関すること。 二 大会役員等の控室等の管理に関すること。

輸送部	総務班 弁当引換班 食品環境衛生班 医療救護班	医療衛生部	総務班 会場外周誘導班 地下鉄乗降誘導班	歓迎案内所班 博多駅等における案内所の運営に関する事 博多駅等における大会参加者の歓迎に関する事 博多駅等における大会参加者の乗降の誘導及び案内に関する事 地下鉄輸送に関する緊急時の対応に関する事	歓迎案内所班 博多駅等における案内所の運営に関する事 博多駅等における大会参加者の歓迎に関する事 博多駅等における大会参加者の乗降の誘導及び案内に関する事 地下鉄輸送に関する緊急時の対応に関する事	歓迎案内所班 博多駅等における案内所の運営に関する事 博多駅等における大会参加者の歓迎に関する事 博多駅等における大会参加者の乗降の誘導及び案内に関する事 地下鉄輸送に関する緊急時の対応に関する事	歓迎案内所班 博多駅等における案内所の運営に関する事 博多駅等における大会参加者の歓迎に関する事 博多駅等における大会参加者の乗降の誘導及び案内に関する事 地下鉄輸送に関する緊急時の対応に関する事
一 部内及び他の部との連絡調整並びに部内の従事計画に関する事。 二 部内の庶務に関する事。 三 バス運行管理及び連絡調整に関する事。 四 部内での事務で他の班の所掌に属さないもの。	一 部内及び他の部との連絡調整並びに部内の従事計画に関する事。 二 開・閉会式及びイベントの会場における救護所に関する事。 三 部内での事務で他の班の所掌に属さないもの。	一 部内及び他の部との連絡調整並びに部内の従事計画に関する事。 二 部内での事務で他の班の所掌に属さないもの。	一 部内及び他の部との連絡調整並びに部内の従事計画に関する事。 二 開・閉会式会場周辺の主要歩行路における歩行者の安全確保に関する事。	一 部内及び他の部との連絡調整並びに部内の従事計画に関する事。 二 地下鉄輸送に関する緊急時の対応に関する事。 三 部内での事務で他の班の所掌に属さないもの。	一 部内及び他の部との連絡調整並びに部内の従事計画に関する事。 二 部内での事務で他の班の所掌に属さないもの。	一 部内及び他の部との連絡調整並びに部内の従事計画に関する事。 二 中央官庁等との連絡調整に関する事。	一 お成りに係る奉送迎に関する事。 二 お成りに係る接遇に関する事。 三 お成りに係る車両の配車、運行及び駐車に関する事。 四 お成りに係る荷物の管理及び搬送に関する事。 五 中央官庁等との連絡調整に関する事。
式典部 式典班	総務班 式典班	式典部 式典班	車両部 総務班 交通車両班 駐車場班	選手団輸送第一班 選手団輸送第二班 バス乗降誘導班	選手団輸送第一班 選手団輸送第二班 バス乗降誘導班	選手団輸送第一班 選手団輸送第二班 バス乗降誘導班	一 計画バスを利用する選手団の総合開会式会場への輸送及び受付への誘導に関する事(添乗含む)。 二 種目別選手団の指定乗車場所への誘導に関する事。 三 公共交通機関を利用する選手団の総合開会式会場への輸送及び受付への誘導に関する事。 四 種目別選手団の指定乗車場所への誘導に関する事。 五 バス乗降場の管理に関する事。 六 バス乗降場における大会参加者の整理及び誘導に関する事。 七 バス輸送に関する緊急時の対応に関する事。 八 部内及び他の部との連絡調整並びに部内の従事計画に関する事。 九 部内での事務で他の班の所掌に属さないもの。 一〇 総合開会式会場の周辺における大会関係車両の円滑な通行に関する事。 一一 総合開会式会場の周辺における大会関係車両の円滑な通行に関する事。 一二 総合開会式会場の周辺における大会関係車両の円滑な通行に関する事。 一三 総合開会式会場の周辺における大会関係車両の円滑な通行に関する事。 一四 総合開会式会場の周辺における大会関係車両の円滑な通行に関する事。 一五 総合開会式会場の周辺における大会関係車両の円滑な通行に関する事。

<p>選手団班</p>	<p>出演者班</p>	<p>入場整理班</p>	<p>会場管理班</p>	<p>総務班</p>	<p>イベント交流 第一部</p>
<p>一 開・閉会式及びシンポジウム会場における選手団の受付、選手団席への誘導及び連絡に関すること。 二 手荷物預かり所の運営に関すること。 三 総合開会式会場における入場行進参加者の集合整理、説明及び入場ゲートへの誘導に関すること。 四 総合開会式会場における入場行進者の選手団席への退場誘導及び選手団席の整理に関すること。 五 総合開会式会場における種目別選手団の編成、整列及び誘導に関すること。 六 プラカード及び各旗保持者の受付及び誘導に関すること。</p>	<p>一 演技出演者等の受付及び誘導等に関すること。 二 音楽出演者等の受付、誘導及び楽器の搬入等に関すること。 三 出演者控室の管理に関すること。 四 出演者の集合整理及び入場ゲートへの誘導に関すること。</p>	<p>一 開・閉会式及びシンポジウム会場の入場口における入場者の整理及び確認に関すること。 二 開・閉会式及びシンポジウム会場における入場者数の集計及び資料等の配付に関すること。 三 開・閉会式及びシンポジウム会場における入場者の誘導及び客席の整理に関すること。</p>	<p>一 総合開会式会場におけるふれあい広場の運営に関すること。 二 案内所の運営に関すること。 三 迷子の保護及び連絡並びに遺失物に係る処理に関すること。 四 会場施設及び仮設物等の点検及び維持管理に関すること。 五 消防及び警備に関すること。 六 火災等の発生時における情報の収集及び関係機関との連絡調整に関すること。 七 会場及び周辺の美化清掃に関すること。</p>	<p>一 部内及び他の部との連絡調整並びに部内の従事計画に関すること。 二 部内の庶務に関すること。 三 部内のお成りに係る連絡調整に関すること。</p>	
<p>アクロス福岡班</p> <p>四 部内での事務で他の班の所掌に属さないもの。</p> <p>一 イベントの運営に関すること。 二 入場者への資料等の配付並びに入場者数の集計及び報告に関すること。 三 入場者の誘導及び整理に関すること。 四 出演者の受付、案内誘導及び接遇並びに控室の管理に関すること。 五 会場施設及び仮設物等の点検及び維持管理に関すること。 六 案内所の運営に関すること。 七 迷子の保護及び連絡並びに遺失物に係る処理に関すること。 八 消防及び警備に関すること。 九 火災等の発生時における情報の収集及び関係機関との連絡調整に関すること。 十 会場及び周辺の美化清掃に関すること。 十一 イベントの会場までの大会参加者の誘導に関すること。 十二 イベントの会場における駐車場の管理運営に関すること。</p>	<p>天神中央公園班</p> <p>一 イベントの運営に関すること。 二 入場者への資料等の配付並びに入場者数の集計及び報告に関すること。 三 入場者の誘導及び整理に関すること。 四 会場施設及び仮設物等の点検及び維持管理に関すること。 五 案内所の運営に関すること。 六 迷子の保護及び連絡並びに遺失物に係る処理に関すること。 七 消防及び警備に関すること。 八 火災等の発生時における情報の収集及び関係機関との連絡調整に関すること。 九 会場及び周辺の美化清掃に関すること。 十 会場及び周辺の美化清掃に関すること。 十一 イベントの会場周辺の主要歩行路における歩行者の安全確保に関すること。 十二 イベントの会場における駐車場の管理運営に関すること。</p>				

<p>福岡市庁舎班</p> <p>十三 駐車場利用者に対する駐車場から受付等までの経路等の案内に関する事。 十四 関係機関との連絡調整に関する事。</p>	<p>一 イベントの運営に関する事。 二 入場者への資料等の配付並びに入場者数の集計及び報告に関する事。 三 入場者の誘導及び整理に関する事。 四 ステージ出演者の受付、案内誘導及び接遇並びに控室の管理に関する事。 五 会場施設及び仮設物等の点検及び維持管理に関する事。 六 案内所の運営に関する事。 七 迷子の保護及び連絡並びに遺失物に係る処理に関する事。 八 消防及び警備に関する事。 九 火災等の発生時における情報の収集及び関係機関との連絡調整に関する事。 十 会場及び周辺の美化清掃に関する事。 十一 イベントの会場における駐車場の管理運営に関する事。 十二 駐車場利用者に対する駐車場から受付等までの経路等の案内に関する事。 十三 関係機関との連絡調整に関する事。</p>	<p>県立美術館班</p> <p>一 イベントの運営に関する事。 二 展示作品の管理に関する事。 三 入場者への資料等の配付並びに入場者数の集計及び報告に関する事。 四 入場者の誘導及び整理に関する事。 五 会場施設及び仮設物等の点検及び維持管理に関する事。 六 案内所の運営に関する事。 七 迷子の保護及び連絡並びに遺失物に係る処理に関する事。 八 消防及び警備に関する事。 九 火災等の発生時における情報の収集及び関係機関との連絡調整に関する事。 十 会場及び周辺の美化清掃に関する事。 十一 駅等からイベントの会場までの大会参加者の誘導</p>
<p>イベント交流 第一部</p> <p>総務班</p> <p>西日本総合展示 場班</p> <p>十二 イベントの会場周辺の主要歩行路における歩行者の安全確保に関する事。 十三 イベントの会場における駐車場の管理運営に関する事。 十四 駐車場利用者に対する駐車場から受付等までの経路等の案内に関する事。 十五 関係機関との連絡調整に関する事。</p>	<p>一 イベントの運営に関する事。 二 入場者への資料等の配付並びに入場者数の集計及び報告に関する事。 三 入場者の誘導に関する事。 四 ステージ出演者の受付、接遇及び案内誘導並びに控室の管理に関する事。 五 会場施設及び仮設物等の点検及び維持管理に関する事。 六 案内所の運営に関する事。 七 迷子の保護及び連絡並びに遺失物に係る処理に関する事。 八 消防及び警備に関する事。 九 火災等の発生時における情報の収集及び関係機関との連絡調整に関する事。 十 会場及び周辺の美化清掃に関する事。 十一 駅等からイベントの会場までの大会参加者の誘導に関する事。 十二 イベントの会場周辺の主要歩行路における歩行者の安全確保に関する事。 十三 イベントの会場における駐車場の管理運営に関する事。 十四 駐車場利用者に対する駐車場から受付等までの経路等の案内に関する事。 十五 関係機関との連絡調整に関する事。</p>	<p>別表第三(第四条関係)</p>

別表第四（第五条関係）

部	役職名	職名
運営総括部	運営総括部長	保健福祉部保健福祉課長
総括班	総括班長	保健福祉部企画課長
総括班副班長	総括班副班長	保健福祉部高齢者福祉課長
式典部	式典部長	保健福祉部児童家庭課長
式典部副部長	式典部副部長	保健福祉部障害者福祉課長
車両部	車両部長	保健福祉部健康対策課長
車両部副部長	車両部副部長	保健福祉部保健福祉課副課長
輸送部	輸送部長	保健福祉部企画調整課長
輸送部副部長	輸送部副部長	保健福祉部企画調整課副課長
医療衛生部	医療衛生部長	保健福祉部地域政策課長
医療衛生部副部長	医療衛生部副部長	保健福祉部地域政策課副課長
歓迎案内内部	歓迎案内部長	保健福祉部水資源対策局計画課長
歓迎案内内部副部長	歓迎案内内部副部長	保健福祉部水資源対策局開発課長
招待部	招待部長	保健福祉部空港対策局空港整備課長
招待部副部長	招待部副部長	保健福祉部空港対策局空港計画課長
広報部	広報部長	保健福祉部出納総務課長
広報部副部長	広報部副部長	保健福祉部調査統計課課長補佐
調整班	調整班長	保健福祉部人事課長
調整班副班長	調整班副班長	保健福祉部人事課副課長

部	役職名	職名
式典部	式典部長	生活労働部長
式典部副部長	式典部副部長	保健福祉部次長
車両部	車両部長	建築都市部長
車両部副部長	車両部副部長	建築都市部次長
輸送部	輸送部長	土木部長
輸送部副部長	輸送部副部長	土木部次長
医療衛生部	医療衛生部長	環境部長
医療衛生部副部長	医療衛生部副部長	保健福祉部医監
歓迎案内内部	歓迎案内部長	商工部長
歓迎案内内部副部長	歓迎案内内部副部長	保健福祉部人権・同和対策局長
招待部	招待部長	総務部長
招待部副部長	招待部副部長	秘書室長
広報部	広報部長	企画振興部長
広報部副部長	広報部副部長	企画振興部次長
調整班	調整班長	調整班長
調整班副班長	調整班副班長	調整班副班長

同 同 招待者受付班副班長

同 同 招待者受付班副班長

同 同 招待者受付班副班長

同 同 招待者受付班副班長

同 同 招待者受付班副班長

